関西サイバーセキュリティネットワークの活動

関係機関と連携し、セミナーの開催やサイバー演習への参加呼びかけを通して、サイバーセキュリティの向上に資する人材育成とセキュリティに対する認識醸成に取り組んでいます。

関西サイバーセキュリティネットワークの主な取組

セキュリティセミナーの開催

サイバーセキュリティ月間(2月1日~3月18日)行事として、毎年、情報セキュリティセミナーを開催。

令和2年度は、「テレワーク時代の情報セキュリティセミナー」と題して2日間にわたり、オンラインセミナーを開催。

政府のサイバーセキュリティ対策の最新動向等セミナー(2/26)サイバー攻撃の実際と対策セミナー(3/2)

サイバーセキュリティ・カフェ(座談会)

地方都市における中小企業等のサイバーセキュリティ 担当者を対象に、サイバー攻撃の現状やセキュリティ対 策などの講演と併せ、質問や相談ができる座談会を開催。

福知山(12/11)、彦根(3/9)

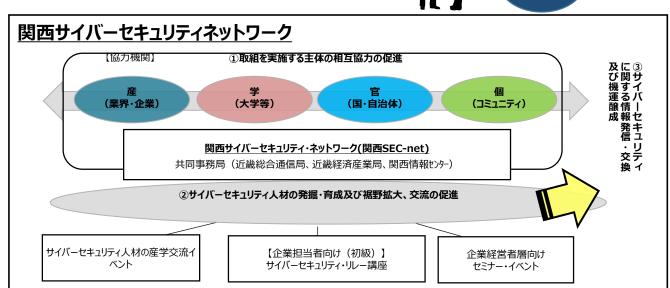
セキュリティカフェin彦根の様子

サイバーインシデント演習

中小企業の経営に携わる戦略マネージメント層や情報システム部門の責任者の方を対象に、インシデント発生時の対処等の体験と対処方針やルールなどを考える「サイバーインシデント演習」を開催。

オンライン開催(2/10)





サイバーセキュリティを強化するための取組

サイバーセキュリティに関する実践的演習の実施、サイバー攻撃に対して脆弱なIoT機器の利用者への注意喚起等によりサイバーセキュリティ強化を図る取組を進めています。

サイバーセキュリティ人材育成に関する取組



総務省の研究開発機関である情報通信研究機構(NICT)は毎年夏から冬にかけて体験型の実践的なサイバー防御演習(CYDER)を実施しています。地方公共団体、企業等が参加し、総合力の高い情報システム管理者を養成します。

CYDERの流れ

CYDER: CYber Defense Exercise with Recurrence

令和3年度スケジュール



- 事前オンライン学習

集合演習に備え、セキュリティに関する基礎的な用語や知識、考え方を学ぶことができます。難しく感じる用語でもわかりやすい解説がついているので、初めての方も安心です。



- 集合演習



実際に起きたセキュリティインシデントをもとにした、リアルなシナリオで演習を実施します。インシデントが起きた事態を想定し、最大4人のチームで検知~事後対応までの手順・対応内容を学びます。いざという時に自信をもって対応できることを目指します。

NICT「CYDER」パンフレット(2020年8月版)から引用

コース概要	開催地	開催日
	滋賀県(大津市)	12/10
	京都府(京都市)	8/27
初級	大阪府(大阪市)	8/3、9/10、10/22、12/14
T/J/T/X	兵庫県(神戸市)	9/3
	奈良県(橿原市)	12/3
	和歌山県(和歌山市)	11/2
中級 * 1	大阪府 (大阪市)	10/26、11/16、12/21、2/4
中級 * 2	大阪府(大阪市)	1/21

*1:地方公共団体向け *2地方公共団体以外向け



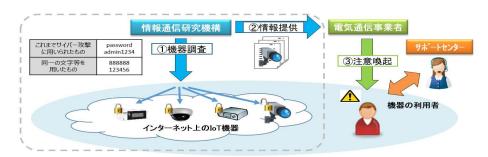
申込みはこちら

https://cyder.nict.go.jp/index.html

脆弱なIoT機器対策 (NOTICE)

NOTICE: National Operation Towards IoT clean Environment

総務省及びNICTは、インターネットプロバイダと連携し、サイバー攻撃に悪用されるおそれのあるIoT機器の調査及び当該機器の利用者への注意喚起を実施しています。



最近のサイバー攻撃の主な事例

	令和2年9月 ~令和3年6月	福开市の証券会社が外部からサイバー攻撃を受け、システムに保存していた個人情報が外部に流出した可能性があることが判明。
	令和3年5月	東大阪市の病院が外部からの不正アクセスを受け、院内サーバーがサイバー攻撃を受け、CT検査等の画像が見れない事案が発生。
3	平成3年6月	大阪市の鉄道会社が外部からの不正アクセスを受け、特定のメールアドレスを踏み台にした「なりすましメール」事案が発生

青少年のインターネット利用における啓発活動

スマホ連絡会と連携し、インターネットの正しい使い方を伝える動画コンテスト (動画フェスタ) やシンポジウムを開催し、青少年が正しくインターネットを利用できるよう周知啓発を図ります。

動画フェスタ

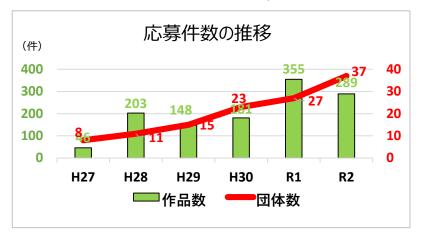
スマホ連絡会(近畿):管内の自治体、警察、PTA、学校関係者、インターネット 関連事業者が集まって設立した広域的な連携組織

動画制作を通じて、制作者自身の安心・安全なインターネット利用につなげるとともに、制作された動画を使って、啓発活動を行うことを目的とした動画コンテストを実施しています。 令和 2 年度は289作品の応募がありました。





2019年度の表彰式の様子





「動画フェスタ2021」募集チラシ

青少年の安心・安全なインターネットに関するシンポジウム

ウィズコロナ時代を生きる子どもたちのために、「SNSでの誹謗中傷」について考えるシンポジウムを令和2年9月3日にオンライン開催しました。パネルディスカッションでは、参加した高校生の本音に耳を傾けながら、具体的な誹謗中傷のケースも取り上げ議論をしました。





TITLE STATE OF THE STATE OF THE

シンポジウムの模様

正しいインターネット利用に関する学びの場の提供

インターネットの正しい使い方を教える講座(e-ネットキャラバン)の開催などにより、青少年向けの学びの機会を積極的に提供し、青少年の正しいインターネット利用を図ります。

e-ネットキャラバン

携帯電話会社、販売店の職員など専門知識を持った講師が学校を訪問し、児童、生徒、保護者を対象に、子どもたちがネットトラブルに巻き込まれず、スマホやSNSなどを安心して利用できるための講座を開催しています。

また、令和2年からはオンライン講座も開催しています。

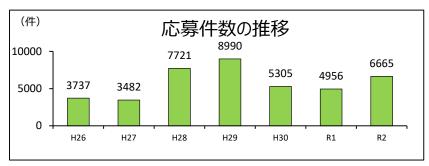




講座の様子

「情報通信の安心安全な利用のための標語」の作品募集

標語を制作する過程で、利用ルールやマナー、情報セキュリティに関する意識や知識の 重要性に気づき、考えるきっかけとすることを目的に、毎年12月から翌年2月まで、標語を 公募し、受賞作品を用いた啓発活動を行っています。





令和2年度の表彰式の様子

⇒ 令和3年度の受賞作品について、詳しくはこちらまで



高校生ICTカンファレンスの開催

高校生が身近なスマホやインターネットの問題について、共に考え、議論し、意見をまとめ、 発表することを通じて、自分自身の問題として取組める機会を提供しています。



令和元年度の大阪会場の様子



令和2年度の大阪会場の様子

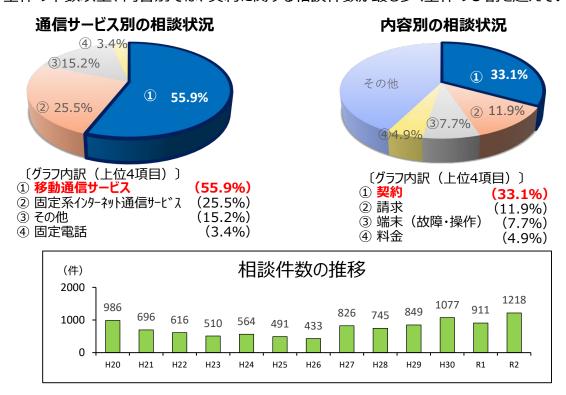
電気通信サービスにおける消費者保護の充実

電気通信サービスの多様化、複雑化に伴い消費者トラブルが増加しています。 こうした現状を踏まえ、消費生活センター、消費者団体、電気通信事業者等の関係機関と 情報を共有し、迅速な問題解決につなげるよう連携を強化しています。

電気通信サービスの相談内容の分析・対応

電気通信サービスごとに苦情・相談の内容を分析し、問題の解消に向け、消費生活センター等と相談事例の処理方法などに関する意見交換を実施しています。

令和2年度の相談案件のうち、通信サービス別では、移動通信サービス(携帯電話等)に関する相談件数が全体の半数以上、内容別では、契約に関する相談件数が最も多く全体の3割を超えています。



地域の消費者関係機関との連携強化

地域の消費生活センターを訪問し、電気通信 サービスに関する事業者と消費者間のトラブルの 現状を把握するとともに、情報共有とタイムリーな 情報提供を行い、消費者 トラブルの解決・解消 を図っています。

近畿電気通信消費者支援連絡会

近畿2府4県の消費生活センター、消費者団体、電気通信事業者等と当局が連携を図りながら、消費者保護に向け、相談事例や問題点を共有し、その解消に向けた議論を実施しています。

地域の 消費生活センター 近畿総合通信局 ・電気通信サービスの 消費者トラブルの情報交換 ・電気通信サービスの 関連者を対応 ・消費者支援に係る意見交換 ・電気通信サービス動向の情報提供

【構成】

- ・座長(芝 勝徳 神戸市立外国語大学教授)
- ・消費生活センター・消費者団体
- · 電気通信事業者·電気通信事業関係団体
- 近畿総合通信局

正しい電波利用のための周知・啓発活動

不法電波は、私たちの生活のための大切な通信を妨害します。正しい電波の利用等に関する周知・啓発活動を行っています。

電波利用のルールの周知・啓発

主なルール

無線機器の使用には「技適マーク」の確認 電波の利用には、原則、免許が必要 外国規格の無線機器には、ご注意を。



不要雷波!

技術基準適合 証明等のマーク (技適マーク)

電波利用環境保護周知啓発強化期間(6月1日~10日)を中心とした広報活動



周知啓発用リーフレット



広告ポスターの一例



<地域イベントでの周知・啓発活動>

電波の知識を有するボランティア「電波適正利用推進員」(管内97名(令和3年4月1日現在))が、地域イベントでの周知・啓発活動や電波教室などを実施しています。

外国規格の無線機の持込みに対する注意喚起

国内では使用できない外国規格の無線機がインターネット販売や外国人観光客等により不用意に持ち込まれ、重要無線通信等に混信を与えることがないよう注意喚起を行っています。



アカンで〜外国規格の無線機のうたラジオCM



外国語のリーフレット

消費者が安心して無線機器を利用するための販売業者等との連携

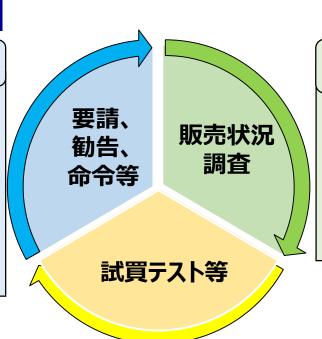
一般消費者が意図せず法令基準を超えるような無線設備を購入・使用し、電波法違反となることや他の無線局に混信・妨害を与えることを未然に防止するために勧告・公表制度等様々な取組を行っています。

勧告·公表制度

要請、勧告、命令等

試買テスト等の結果により、技術基準に適合していないことが確認された無線設備について、要請を実施。

従わない場合は電波 法に基づく勧告・命令 等を実施。



販売状況調査

インターネットや実店舗等で販売されている無線設備を対象に技術基準不適合設備の販売状況を調査。

無線設備試買テスト等

販売調査の結果や申告等により技術基準不適合設備及び技術基準に適合していないと考えられる無線設備を対象として技術基準への適合性を確認。

技術基準不適合無線機器 の流通抑止のためのガイド ラインの策定・周知

電波法で努力義務が課されている製造業者、輸入業者、販売業者の取組内容を明確化。

インターネットショッピング モール事業者による自主的 な取組を記載。

ガイドラインリーフレット▶



医療機関における良好な電波利用環境の実現

平成29年9月に「近畿地域の医療機関における電波利用推進協議会」を設立し、適正な電波管理等の指針の周知啓発、医療機関における電波管理の専門人材育成、ワーキンググループによる専門的テーマの調査研究等の活動を行っています。

医用テレメータ等のトラブル事例

医療機関において医療の質向上や業務効率化を目的に、医用テレメータ、無線LAN、携帯電話などの電波利用機器の普及が拡大しています。

こうした中、医療機関における電波管理等が適正になされていない場合は、電波利用機器や医療機器のトラブルだけでなく、医療事故につながることが危惧されます。



ハンズオン支援

医療機関、臨床工学技士の育成を目指す教育機関、関係学会などに専門家を無償で派遣し、電波環境測定、専門的助言、講演等を行います。



近畿の医療機関における電波利用推進協議会

医療関係団体、医療機器メーカー、アンテナメーカー、電気通信事業者等28機関で構成。 医療機関における電波利用に関する情報共有、周知啓発、人材育成等を検討しています。



【構成】

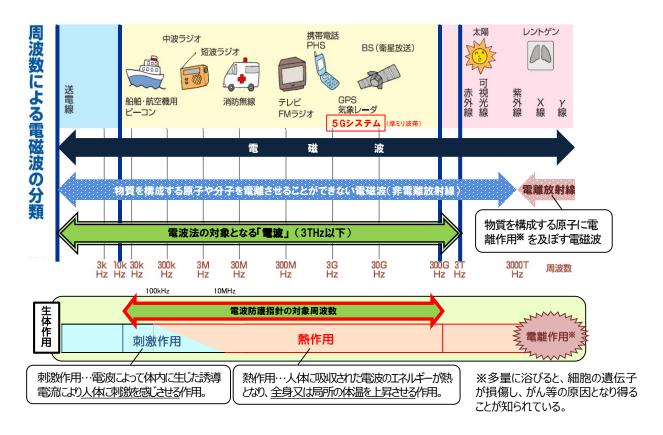
- ・座長 大道 道大 氏 (一般社団法人日本病院会 副会長)
- 各府県病院協会、各府県臨床工学技士会、各府県看護協会
- |・電気通信事業者、医用機器メーカ、アンテナメーカ、近畿厚生局など
- ◀協議会会合の様子

電波利用の安全性確保と安全性に関する正しい情報の提供

電波が身体に影響を及ぼさないよう、様々な無線設備等から発射される電波に対して安全 基準(電波防護指針)が定められ、それに基づいて電波法令により安全性確保が義務づけ られています。

電波の人体への影響

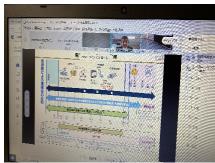
熱作用及び刺激作用から人体を防護するための指針(電波防護指針)を定め、指針値を超える電波を浴びることのないよう電波法令に義務規定を設けています。



電波の安全性に関する説明会

電波の安全性について、一般の方や電波利用者に正しい理解を深めていただくために、「電波の安全性に関する説明会」を毎年度開催しています。







説明会(オンライン)

パンフレット

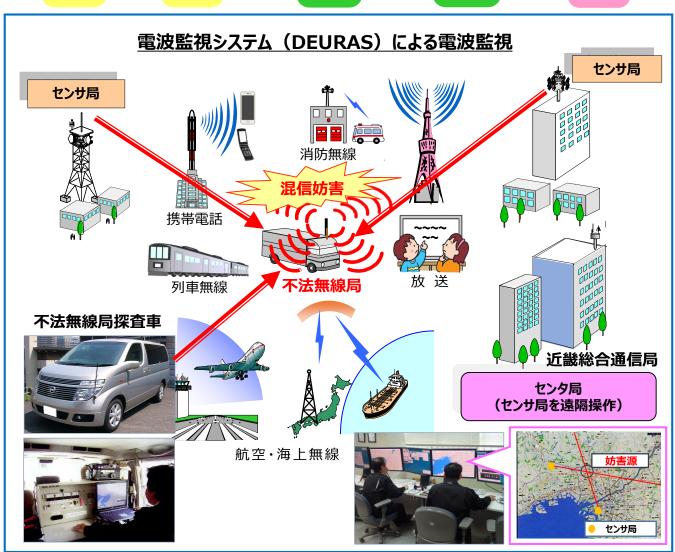
重要な無線通信の利用環境の保護

私たちの安心・安全を支える放送、警察、消防、鉄道等の重要無線通信に対する妨害の発生に対して、直ちに対応できるよう常に即応体制の維持・強化に努めています。

重要無線通信妨害発生時の即応体制の強化

重要な無線通信が妨害等で正常に機能しなくなった場合、私たちの暮らしに大きな影響 と混乱をもたらします。重要無線通信に妨害が発生した場合には、電波監視システムを駆 使して妨害源の探査を実施し、妨害電波の迅速な排除に取り組みます。





良好な電波利用環境の維持に向けた取組

申告等に基づく電波を監査して不法無線局・違反無線局*に対処するとともに、捜査関係 機関と協力して不法無線局の共同取締りを実施するなど、良好な電波利用環境の維持に努 めます。

* 不法無線局:有効な免許を持っていない無線局を指します。

違反無線局:有効な免許を持っていても、電波法令に違反する無線局を指します。

不法無線局の共同取締りの実施

管内の全ての捜査関係機関と協力し、年間を通じてあらゆる地域で不法無線局の取締 りを実施しています。摘発結果は積極的に報道発表していきます。







警察との共同取締り

海上保安庁との共同取締り

不法無線局の一例

不法アマチュア無線 ⇒パネルの周波数表示が特徴



不法市民ラジオ ⇒パネルのダイヤルが特徴



不法パーソナル無線 ⇒パネルのテンキーボタンが特徴



外国規格の無線機 ⇒技術基準適合マークが無い



■共同取締り 不法無線局の摘発局数 局数 ■捜査機関独自 80 73 70 60 52 46 50 47 37 40 27 30 24 21 21 17 20 10 0 H28年度 H29年度 H30年度 R1年度 R2年度

不法・違反無線局対策の強化

DEURASを活用した固定監視及び不法無線局探索車による移動監視を実施し、不 法・違反無線局が確認された場合は、運用者に対し、文書等による行政指導、無線従 事者の従事停止及び無線局の運用停止の行政処分を行います。